

住居表示の実施に 伴う変更手続き一覧

住居表示の実施に伴い、令和7年9月22日（月）から、あなたの御住所が変更となります。

なお、太田一丁目、太田二丁目、太田三丁目、太田四丁目、太田五丁目、太田六丁目、太田七丁目、太田八丁目の郵便番号は〒020-0056、向中野六丁目、向中野七丁目、向中野八丁目の郵便番号は〒020-0851、北飯岡三丁目の郵便番号は〒020-0857となります。

この冊子には、住居表示の実施に伴う各種手続きについて掲載しておりますので、御活用ください。

担当課・連絡先

盛岡市総務部管財課管理係

盛岡市内丸 12 番 2 号

TEL019-626-7507 (直通)

住居表示の実施に伴い、次の事項については市役所及び関係機関が変更を行いますので、ご自分で手続きを行う必要はありません。

変更手続き不要(自動的に変更となるもの) ○は法人/事業所に限る	
市役所が変更します	「訪問調査票」※を提出した方は、 関係機関等が変更します
●住民票一住民基本台帳 【市民登録課】	●土地、建物登記簿一表題部
●印鑑登録原票 【 〃 】	(*)P13 お知らせ②参照 【盛岡地方法務局】
●電子証明書 【 〃 】	●郵便一配達関係 【盛岡中央郵便局】
●戸籍(*)P13 お知らせ①参照 【 〃 】	●NHK 【NHK 盛岡放送局】
●選挙人名簿 【選挙管理委員会】	●電気 【東北電力】
●国民年金被保険者台帳【医療助成年金課】	●固定電話サービス 【NTT 東日本】
●児童手当台帳 【子ども青少年課】	●都市ガス 【盛岡ガス】
●水道、下水道 【上下水道局経営企画課】	●パスポート 【岩手県パスポートセンター】
●125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車登録課税台帳 【市民税課】	(*)所持人記載欄をご自分で訂正してください。
○競争入札参加資格登録業者名簿 (*)盛岡市及び盛岡市上下水道局に限る 【契約検査課】	●国民年金、厚生年金被保険者及び受給者 【盛岡年金事務所】
●その他市役所で所管している台帳等	* <u>上記以外の会社等については、各契約先等に御確認ください。</u>
	*「訪問調査票」を未提出の方は、市から関係機関に新住所等の情報を伝えられないため、ご自分で手続きが必要です。

※「訪問調査票」とは、令和7年1月～6月頃に調査員が各世帯・事業所に訪問してお配りしたもの、もしくは投函したものです。未提出の方は同封の「訪問調査票」に記入し8月8日までに、提出してください。

住居表示の実施に伴い、次の事項に該当する方は、変更手続きが必要となります。

変更手続き必要(該当するみなさまに手続き等をしていただくもの) ※は法人/事業所に限る	
手続き先が市役所	手続き先がその他関係機関
【1】 個人番号カード（マイナンバーカード） 詳細は3ページ参照	【11】 土地、建物登記簿—所有者の住所 【12】 法人登記簿—本店、支店の所在地 及び代表者等役員の住所(※) 【13】 社会保険(健康保険、厚生年金保険)—適用事業所の所在地(※) 【14】 健康保険組合、共済(短期)被保険者 【15】 共済(長期)、各企業年金、各年金基金等加入者 【16】 その他企業等の各種年金受給者 【17】 運転免許証 【18】 軽自動車の検査証 【19】 126～250cc の二輪車の軽自動車届出済証 【20】 軽自動車を除く自動車、250cc 超の二輪車の検査証 【21】 預貯金(定期預金)口座 【22】 生命保険、損害保険証書 【23】 各種許可、認可、免許、登録証 (酒類販売、たばこ販売、理容美容室、クリーニング店、飲食店など)
* 以下の【2】～【10】は、住所変更をしなくても、従来のサービス等を受けることには支障ありません。 【2】 国民健康保険資格確認書(被保険者証) 【3】 後期高齢者医療資格確認書(被保険者証) 【4】 在留カード・特別永住者証明書 【5】 身体障害者手帳 【6】 療育手帳 【7】 精神障害者保健福祉手帳 【8】 児童扶養手当証書 【9】 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証 【10】 乳幼児、小学生、中学生、高校生等、妊産婦、重度心身障がい者、中度身体障がい者、ひとり親家庭等の各医療給付受給者証	

【1】個人番号カード（マイナンバーカード）をお持ちの方

手続内容	個人番号カード（マイナンバーカード）の住所変更
手 続 先	●市民登録課(本庁舎本館 1 階) ●都南総合支所市民係(津志田 14 地割 37 番地 2) ●玉山総合事務所住民福祉課（渋民字泉田 360 番地） ●市内各支所等
必要書類	○個人番号カード（マイナンバーカード）
期 限	実施日(令和 7 年 9 月 22 日)以降、必要となる前に手続きしてください。
備 考	*個人番号（マイナンバーカード）を確定申告や運転免許証、民間のオンラインサービスで電子証明書として利用の方などは、住所変更の手続きが必要です。 *原則、ご本人が窓口で手続きをする必要があります。代理人の場合は、手続き当日の処理にはなりません。

【2】国民健康保険加入者の方

※国民健康保険加入者の方の手続きは次のとおりです。国民健康保険以外の健康保険加入者の方は、各事業者や組合等へお問合せください。8 ページの【14】参照。

手続内容	国民健康保険資格確認書(被保険者証)の住所変更
手 続 先	●健康保険課(本庁舎別館 1 階) ●都南総合支所税務福祉係(津志田 14 地割 37 番地 2) ●玉山総合事務所住民福祉課(渋民字泉田 360 番地) ●青山支所(青山三丁目 37 番 7 号) ●築川支所(川目第 10 地割 78 番地 1) ●太田支所(中太田深持 9 番地)
必要書類	○国民健康保険資格確認書(被保険者証) ○その他国民健康保険から交付されている証
期 限	実施日(令和 7 年 9 月 22 日)以降、いつでも可
備 考	*住所変更しなくても医療機関での受診には支障ありません。 *住所変更しなくても次回交付時に新住所が記載されます。

【3】後期高齢者医療保険加入者の方

手続内容	後期高齢者医療資格確認書(被保険者証)の住所変更
手 続 先	●健康保険課(本庁舎別館 1 階) ●都南総合支所税務福祉係(津志田 14 地割 37 番地 2) ●玉山総合事務所住民福祉課(渋民字泉田 360 番地)
必要書類	○後期高齢者医療資格確認書(被保険者証) ○その他後期高齢者医療保険から交付されている証
期 限	実施日(令和 7 年 9 月 22 日)以降、いつでも可
備 考	*住所変更しなくても医療機関での受診には支障ありません。 *住所変更しなくても次回交付時に新住所が記載されます。

【4】外国人の方

手続内容	在留カードまたは特別永住者証明書の住所変更
手 続 先	●市民登録課(本庁舎本館 1 階) ●都南総合支所市民係(津志田 14 地割 37 番地 2) ●玉山総合事務所住民福祉課(渋民字泉田 360 番地) ●市内各支所、出張所
必要書類	○在留カードまたは特別永住者証明書
期 限	実施日(令和 7 年 9 月 22 日)以降、いつでも可

【5】身体障害者手帳をお持ちの方

手続内容	身体障害者手帳の住所変更
手 続 先	●障がい福祉課(本庁舎本館 5 階) ●都南総合支所税務福祉係(津志田 14 地割 37 番地 2) ●玉山総合事務所住民福祉課(渋民字泉田 360 番地)
必要書類	○身体障害者手帳
期 限	実施日(令和 7 年 9 月 22 日)以降、いつでも可

【6】療育手帳をお持ちの方

手続内容	療育手帳の住所変更
手続先	●障がい福祉課(本庁舎本館 5 階) ●都南総合支所税務福祉係 (津志田 14 地割 37 番地 2) ●玉山総合事務所住民福祉課 (渋民字泉田 360 番地)
必要書類	○療育手帳
期 限	実施日(令和 7 年 9 月 22 日)以降、いつでも可

【7】精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

手続内容	精神障害者保健福祉手帳の住所変更
手続先	●障がい福祉課(本庁舎本館 5 階) ●都南総合支所税務福祉係 (津志田 14 地割 37 番地 2) ●玉山総合事務所住民福祉課 (渋民字泉田 360 番地)
必要書類	○精神障害者保健福祉手帳
期 限	実施日(令和 7 年 9 月 22 日)以降、いつでも可
備 考	*次回更新時には、新住所の記載で交付となります。

【8】児童扶養手当受給者の方

手続内容	児童扶養手当証書の住所変更
手続先	●子ども青少年課(神明町 3 番 29 号 盛岡市保健所 4 階) ●都南総合支所税務福祉係(津志田 14 地割 37 番地 2) ●玉山総合事務所住民福祉課(渋民字泉田 360 番地)
必要書類	○児童扶養手当証書
期 限	実施日(令和 7 年 9 月 22 日)以降、いつでも可
備 考	*次回更新時には、新住所の記載で交付となります。

【9】介護保険認定を受けている方

手続内容	介護保険被保険者証等の住所変更
手 続 先	●介護保険課(本庁舎別館 5 階) ●都南総合支所税務福祉係(津志田 14 地割 37 番地 2)
必要書類	○介護保険被保険者証 ○介護保険負担割合証 ○介護保険負担限度額認定証
期 限	実施日(令和 7 年 9 月 22 日)以降、いつでも可
備 考	*次回更新時には、新住所の記載で交付となります。

【10】各種医療費受給者の方

手続内容	各医療費受給者証の住所変更
手 続 先	●医療助成年金課(本庁舎本館 2 階) ●都南総合支所税務福祉係(津志田 14 地割 37 番地 2) ●玉山総合事務所住民福祉課(渋民字泉田 360 番地)
必要書類	○各医療費受給者証
期 限	実施日(令和 7 年 9 月 22 日)以降、いつでも可
備 考	*次回更新時には、新住所の記載で交付となります。

【11】住居表示の実施区域内にお住まいの方で土地、建物など登記物件を所有している方

手続内容	土地、建物の不動産登記簿における所有者の住所の変更登記
手 続 先	●盛岡地方法務局登記部門 (盛岡駅西通一丁目 9 番 15 号 盛岡第 2 合同庁舎 3 階 TEL624-1141 (代表)) *土地、建物の所在地が盛岡地方法務局の管轄外の場合は、管轄している地方法務局となります。
必要書類	○登記申請書 (登記申請書はご自分で作成する必要があります。) ○住居表示変更証明書 ○印鑑(認印可)

	＊申請は司法書士に依頼し手続きする方法とご自分で手続きする方法があります。ご自分で手続きする際は、以下の URL または QR コードから法務局のホームページをご参照ください。 ・法務局ホームページ「不動産登記の申請書様式について」 (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/minji79.html#12) 
期 限	実施日(令和7年9月22日)から令和10年4月1日までに ＊令和8年4月1日から、不動産の所有者は、住所や氏名・名称の変更日から2年以内に変更登記をすることが義務付けられます。 ＊土地、建物を売却、相続、譲渡等を行うときは、変更登記が必要となります。
備 考	＊住居表示変更証明書を提出することにより、<u>登録免許税は免除</u>となります。 ＊区画整理区域内にお住まいの方の場合、換地処分の公告日の翌日から区画整理登記が行われ、土地・建物の登記簿の表題部(所在・地番・地目・地積・家屋番号)が書き替わります。登記が完了するまでの期間は新たな登記ができないためご注意ください。区画整理登記は約3か月間を想定しています。 (各区画整理地区における換地処分の公告予定日) ・太田地区…令和9年秋頃予定 ・道明地区…令和7年9月下旬予定

【12】住居表示の実施区域内に事業所等が所在する場合、又は実施区域内にお住まいの代表者等役員の方(※)法人/事業所に限る

手続内容	商業、法人登記簿における本店、支店の所在地及び代表者等役員の住所の変更登記
手 続 先	●盛岡地方法務局登記部門(盛岡駅西通一丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎3階 Tel624-1141(代表))
必要書類	○変更登記申請書 ○住居表示変更証明書 ○印鑑(登記所へ提出のもの)

	＊申請は司法書士に依頼し手続きする方法とご自分で手続きする方法があります。ご自分で手続きする際は、以下の URL または QR コードから法務局のホームページをご参照ください。 ・法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」 (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html#shinsei) 
期 限	実施日(令和7年9月22日)から2週間以内
備 考	＊住居表示変更証明書を提出することにより、<u>登録免許税は免除</u>となります。 ＊代理人が申請する場合は、委任状及び代理人の印鑑が必要です。

【13】 社会保険の適用事業所の場合(※)法人/事業所に限る

手続内容	社会保険(健康保険、厚生年金保険)適用事業所の所在地変更
手 続 先	●管轄の年金事務所 ＊盛岡市内の場合は、盛岡年金事務所 (松尾町17番13号 Tel623-6211)
必要書類	○健康保険・厚生年金保険 適用事業所名称/所在地変更(訂正)届 ○住居表示変更証明書
期 限	実施日(令和7年9月22日)から5日以内

【14】 健康保険組合、共済組合(短期給付)加入者の方

手続内容	健康保険組合、共済組合等の各被保険者の住所変更
手 続 先	●各勤務先など
必要書類	○住居表示変更証明書
期 限	実施日(令和7年9月22日)以降、お早めに手続きしてください。
備 考	＊各勤務先等により、取扱いが異なりますので、各勤務先へお問合せください。

【15】 共済組合(長期給付)、各企業年金、各年金基金等加入者の方

手続内容	各種年金加入者の住所変更
手 続 先	●各勤務先など
必要書類	○住居表示変更証明書
期 限	実施日(令和7年9月22日)以降、お早めに手続きしてください。
備 考	*各勤務先等により、取扱いが異なりますので、各勤務先へお問合せください。

【16】 その他企業等の各種年金受給者の方

手続内容	その他企業等の各種年金受給者の住所変更
手 続 先	●各組合等の関係機関
期 限	実施日(令和7年9月22日)以降、お早めに手続きしてください。
備 考	*各機関等により、取扱いが異なりますので、各関係機関へお問合せください。

【17】 運転免許証をお持ちの方

手続内容	運転免許証の住所、本籍地の変更
手 続 先	●盛岡運転免許センター(盛岡駅西通一丁目7番1号 いわて県民情報交流センター(アイーナ)1階 Tel606-1251) ●盛岡東警察署交通課(内丸3番40号 Tel606-0110)
必要書類	○運転免許証 ○住居表示変更証明書 ○本籍地変更証明書(*)P12「<u>証明書について②</u>」を参照 *住所の他、本籍地も変更となる方は本籍地変更証明書をご準備の上、本籍地変更の手続きが必要になります。
期 限	実施日(令和7年9月22日)以降、お早めに手続きしてください。
備 考	*マイナ免許証のみをお持ちの方 ・住所変更ワンストップサービスの利用開始手続きをお済みの方は、免許センター等窓口での手続きは必要ありません。 ・マイナポータル連携をお済みの方は、マイナポータルアプリから本籍のオンライン変更ができます。

【20】軽自動車を除く自動車、250cc 超の二輪車をお持ちの方

手続内容	自動車検査証の所有者、使用者の住所変更
手 続 先	●東北運輸局岩手運輸支局登録部門 (矢巾町流通センター南二丁目 8 番 5 号 Tel050-5540-2010)
必要書類	○自動車検査証 ○変更登録申請書 ○住居表示変更証明書
期 限	実施日(令和 7 年 9 月 22 日)以降の車検時、名義変更、抹消等の申請の際に手続きしてください。
備 考	*自動車検査証の内容によって、必要書類が異なる場合があります。事前にお問合せのうえご確認下さい。

【21】預貯金（定期預金）口座をお持ちの方

預貯金口座の住所変更手続きは、窓口、郵送、オンライン、電話など、各金融機関によって異なります。手続きに必要な書類や方法については、それぞれの金融機関のウェブサイトや窓口で確認してください。

※住宅ローン、自動車ローンなどの融資を受けている方は、各金融機関及び融資内容等により、取扱いが異なりますので、融資先へお問合せください。

【22】生命保険、損害保険等にご加入の方

加入内容及び各保険会社等により、取扱いが異なりますので、加入先へお問合せください。

【23】各種許可、認可、免許、登録証などをお持ちの方

各種許可、認可、免許、登録証などの所有名義人の住所変更については、各発行先等へお問合せください。※酒類販売、たばこ販売、理容美容、クリーニング、飲食店ほか

① 住居表示変更証明書

請 求 先	●管財課(本庁舎本館 4 階) ●市民登録課(本庁舎本館 1 階) ●都南総合支所市民係(津志田 14 地割 37 番地 2) ●玉山総合事務所住民福祉課(渋民字泉田 360 番地) ●市内各支所、出張所
請求方法	各世帯・事業所に 10 枚送付しますが、それ以上必要な場合は、上記の各窓口までおいでください。また、郵便での請求の場合は、 <u>必要な人の氏名、新旧住所、必要枚数</u> を記載し、返信用封筒(切手を貼ったもの)を同封のうえ、ご請求ください。
期 限	実施日(令和 7 年 9 月 22 日)以降、いつでも可
備 考	*法人、事業所に係る証明書は、<u>管財課のみ</u>で発行します。 *代理の方の場合は委任状が必要です。

② 土地の名称変更に伴う本籍地変更証明書(本換地後に交付予定)

- ・道明地区、浅岸地区：令和 7 年 9 月 26 日以降予定
- ・太田地区：令和 9 年秋頃以降予定

請 求 先	●市民登録課(本庁舎本館 1 階) ●都南総合支所市民係(津志田 14 地割 37 番地 2) ●玉山総合事務所住民福祉課(渋民字泉田 360 番地) ●市内各支所、出張所
請求方法	上記の各窓口までおいでください。
期 限	本換地終了以降、いつでも可
備 考	*本換地後に、本籍地変更のお知らせを戸籍の筆頭者の方に郵送します。

お知らせ

① 戸籍

住居表示の実施により、戸籍の附票の住所履歴が変更となります。

《表示例》	住居表示実施前	住居表示実施後
附票の住所履歴	向中野字野原 1 番地 1 (地 番)	向中野七丁目 14 番 1 号 (新町名) (街区符号) (住居番号)

戸籍の本籍地は、土地登記簿の地番変更日（土地区画整理事業実施区域については、換地処分の告示日の翌日）をもって町名・地番とも変更となり、市民登録課から通知文が送付されます。

※変更時期…道明地区、浅岸地区：令和 7 年 9 月下旬予定

太田地区：令和 9 年秋頃予定

《表示例》	地番変更（換地処分）前	地番変更（換地処分）後
戸籍の本籍地	向中野字道明 1 番地 1 (地 番)	向中野八丁目 14 番地 3 (新町名) (新地番)

② 動産（土地・建物）登記簿

土地・建物登記簿の表題部は、以下の時期に変更となります。

※変更時期…道明地区、浅岸地区：令和 7 年 9 月下旬予定

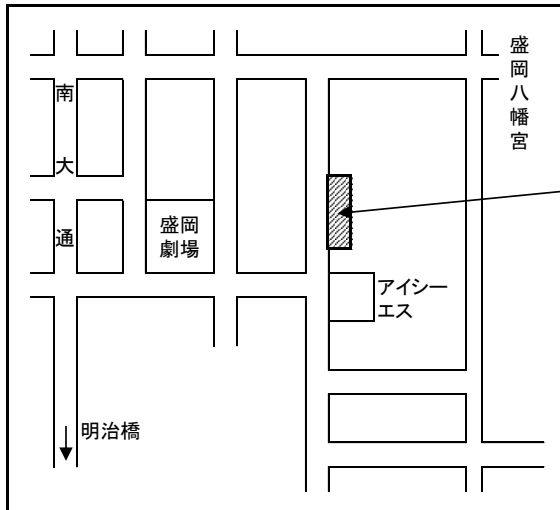
太田地区：令和 9 年秋頃予定

【不動産登記簿の表示例】

【表題部】 土地の表示 （主たる建物の表示）		
実施前	盛岡市向中野字道明 1 番(地) 1	※ 土地区画整理事業施行区域内の土地については、 換地処分後⇒ 新町名+新地番 に変更となります。 ※ 換地処分までの間、登記簿の表題部は 従前のままとなります。
実施後	盛岡市向中野八丁目 14 番(地) 3 (新町名) (新地番)	

【手続先の案内図】

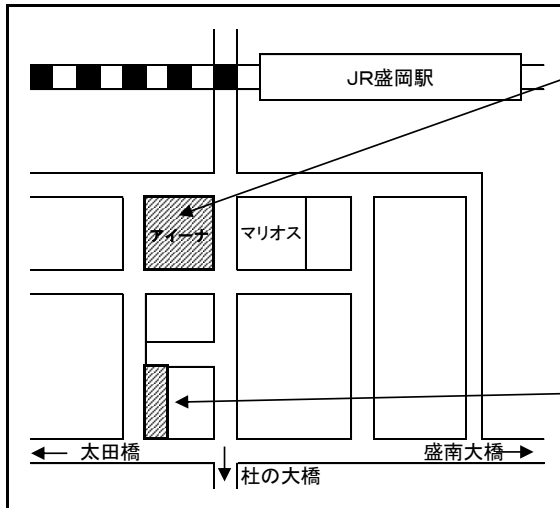
I 盛岡年金事務所



日本年金機構盛岡年金事務所

盛岡市松尾町17番13号
Tel 623-6211

II 盛岡運転免許センター・盛岡地方法務局



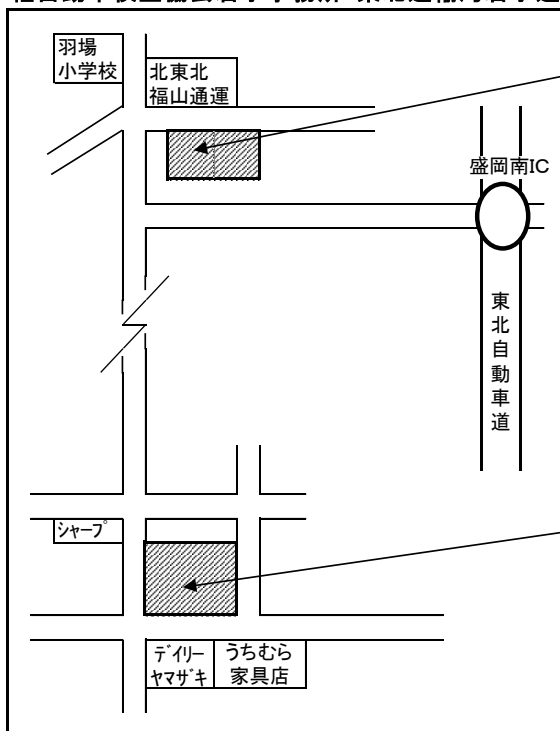
盛岡運転免許センター

盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号
いわて県民情報交流センター
(アイーナ) 1階
Tel 606-1251

盛岡地方法務局登記部門

盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号
盛岡第2合同庁舎3階
Tel 624-1141 (代表)

III 軽自動車検査協会岩手事務所・東北運輸局岩手運輸支局



軽自動車検査協会岩手事務所

盛岡市湯沢16地割15番地10
Tel 050-3816-1833

東北運輸局岩手運輸支局登録部門

矢巾町流通センター南二丁目8番5号
Tel 050-5540-2010